秋田市技能功労者等選考委員会採点基準

- 第1 技能功労者 15点満点(加点要素あり)とする。なお、選定基準を9点とする。
- 1 技能者としての経験を30年以上有し、技能功労者表彰の受賞後も引き続き当該技能者としての職業に従事することが明らかな者(5点満点)
 - ◎採点基準 経験年数

5点:50年以上 4点:40年以上50年未満 3点:40年未満

- 2 該当職業の指導的立場にあると認められる者(加点有り、最大5点)
 - ◎採点基準
 - 5点:職種団体の組合長・理事長相当経験
 - 4点:審査員の経験および技術者・後継者の育成・指導(貢献度に応じて)
 - 4点:職種団体の理事・監事・相談役。下部(地区)団体の長。
 - 3点:技術の研究・開発における貢献(貢献度に応じて)
 - 3点:下部(地区)団体の役員。
- 3 他の技能者の模範たる者と認められる者(加点有り、最大5点)
 - ◎採点基準 模範となる優れた技能、社会貢献度、地域貢献度
 - 5点:東北大会以上での受賞
 - 4点:市・県大会での受賞
 - 4点:技能検定1級合格者又は同等のもの(「同等のもの」とは、職業能力開発促進法の規定に基づく技能検定のない職種で、他法の規定に基づく同等の技
 - 術検定のある職種の技術検定合格者等をいう。以下同じ。)
 - 3点:秋田市優秀技能者表彰を受けた者
 - 2点:技能検定2級合格者又は同等のもの
 - 2点:社会貢献、地域貢献
- 4 その他、技能が優秀であることを示す事項(加点要素、最大5点)

上記以外で、特に技能が優秀である事を示す事項に加点

- ◎その他技能等が優秀であると認められる事項
 - 5点~1点:内容に応じて、委員相互の話し合い等で判断
- 第2 優秀技能者 10点満点(加点要素あり)とする。なお、選定基準を6点とする。
- 1 技能検定1級合格者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者 技能資格等(5点満点)
 - ◎採点基準 検定による資格等(技能検定又は同等の技術検定のある職種の場合、 1級又は2級合格者でなければ、点数はつかない。)
 - 5点:技能検定1級合格者又は同等のもの
 - 3点:技能検定2級合格者又は同等のもの
 - 2点:技能検定のない職種の場合であって、業種団体の推薦があった者
- 2 技能競技会において入賞するなど技術が優れていると認められる者 (5点満点)
 - ◎採点基準 技能競技会における入賞
 - 5点:技能検定委員
 - 5点:東北大会入賞以上
 - 4点:県大会入賞以上
 - 4点:県規模催事参加(選抜参加かつ賞制度がない場合)
 - 3点:市町村等の大会入賞以上
 - 3点:技能検定研修講師
 - 3点:県規模催事参加
 - 2点:勉強会講師
- 3 その他、技能が優秀であることを示す事項(加点要素、最大5点)

上記以外で、特に技能が優秀である事を示す事項に加点(技能検定や技能競技会のない業種への配慮)

- ◎その他技能が優秀であると認められる事項
 - 5点~1点:内容に応じて、委員相互の話し合い等で判断